



発行所 ☎730-0012

広島市中区上八丁堀8番10号
建設業労働災害防止協会広島県支部
TEL (082) 228-8250印刷所 広島市西区中広町3丁目11番8号
有限会社 潮流社
TEL (082) 232-5616

定価 44円 送料 63円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建災防広島」の購読料が含まれています。 4月号

令和5年度

広島労働局

労働行政のあらまし (抜粋)

～守ります みんなの暮らし あなたの職場～

安全で健康に働くことができる環境づくり

ア 長時間労働の抑制

- ◇ 労働基準監督署に編成した「労働時間相談・支援班」で、平成31年4月から順次施行された改正労働基準法の周知や新しい働き方に対応した労務管理支援等について、相談・支援等を行います。
「広島働き方改革推進支援センター」を通じて、専門家による個別企業への訪問、窓口相談を実施するとともに、「働き方改革推進支援助成金」を活用した支援を行います。
- ◇ 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業務に対し、各種支援策と合わせて説明会等において上限規制の周知を行います。
- ◇ 医師については、「広島県医療勤務環境改善支援センター」等と連携し、医療機関への適切な支援を行うとともに、宿日直許可申請等に関する医療機関からの相談に対し、懇切丁寧な対応を行います。
- ◇ 自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対し、監督指導等を実施します。
- ◇ 建設業については、建設キャリアアップシステム等の普及を推進するなど、長時間労働の抑制、人材確保対策の推進等に向けた支援等を行います。
- ◇ 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場、過労死等労災請求のあった事業場等に対する監督指導を実施します。
- ◇ 11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発及び監督指導を実施するとともに、下請等中小企業事業者への「しわ寄せ防止」について周知・啓発を行います。
- ◇ 労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法等の違反が疑われる場合には、中小企業庁等に確実に通報します。

イ 労働条件の確保・改善対策

- ◇ 労働関係法令に基づく法定労働条件の遵守徹底とともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく労働時間管理の適正化を図るために、監督指導等を実施します。
- ◇ 常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」を周知するとともに、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進します。

目次

□ 令和5年度 労働行政のあらまし……………1	□ キャンペーン期間(5月～9月)にすべきこと……………5
□ 令和5年度 広島労働局 安全衛生等関係職員一覧 ……3	□ 足場に係る労働安全衛生規則の改正について ……6
□ 令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」……………4	□ 労働災害発生状況 ……7
	□ 令和5年度講習計画、令和5年度登録講習計画 ……8

- ◇ 外国人技能実習生については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。
- ◇ 障害者である労働者については、法定労働条件の履行確保を図るため、関係機関と連携しつつ、事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ります。

ウ 労災かくしの排除

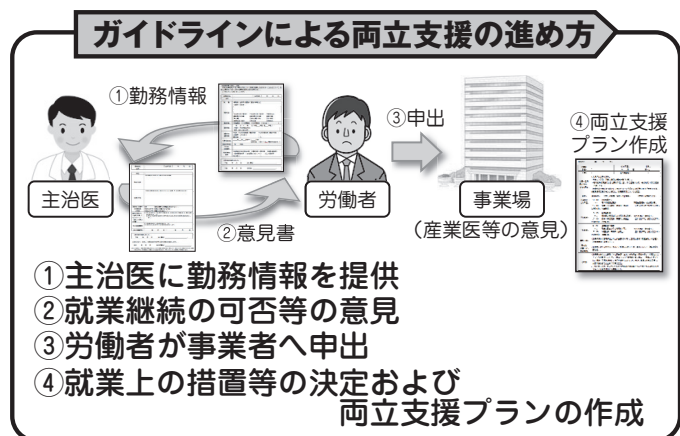
- ◇ 「労災かくし」の排除を期するため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

エ 労働災害防止対策の推進

- ◇ 第14次労働災害防止計画を踏まえ、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について積極的に周知啓発を図ります。
- ◇ 高齢労働者の特性に配慮した職場環境の改善等について、「エイジフレンドリーガイドライン」及び「エイジフレンドリー補助金」の周知を図ります。
- ◇ 外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材を周知し、効果的な安全教育の実施を促進します。
- ◇ 令和5年4月から請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、一定の保護措置が義務付けられる危険有害な作業を行う事業者に対して、指導、周知・啓発を図ります。
- ◇ 陸上貨物運送業に対しては、荷役作業での労働災害防止のため、改正労働安全衛生規則や荷役作業の安全対策ガイドラインの周知、指導を行います。
- ◇ 建設業に対しては、墜落・転落災害防止のため、改正労働安全衛生規則や関係ガイドラインの周知、指導を行います。
- ◇ 製造業に対しては、機械災害防止のため、「危険性又は有害性等の調査に関する指針」等に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント及びリスク低減措置の確実な実施を促進します。

オ 労働者の健康確保対策の推進

- ◇ 産業保健活動やメンタルヘルス対策の取組が各事業場で適切に実施されるよう、指導等を行います。
- ◇ 「広島産業保健総合支援センター」等と連携して、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を周知するとともに、「広島県地域両立支援推進チーム」の活動を通して、関係機関の連携を深め、企業における取組を促進します。
- ◇ 令和4年から順次施行されている新たな化学物質規制に関する労働安全衛生関係法令について、周知、指導を行います。
- ◇ 建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、令和2年から順次施行されている石綿障害予防規則の周知、指導を行います。



～ 令和5年度 広島労働局 安全衛生等関係職員一覧 ～

広島労働局長 阿部 充
労働基準部長 前田 憲孝

労働基準部（監督課・健康安全課）			前 職
監督課 Tel082-221-9242	監督課長	伊 達 健 司	三原署 署長
	副主任監察監督官	藤 本 泰 彦	監察監督官
	監察監督官	毛 利 伸 也	賃金室長補佐
	監察監督官	八 木 勝 也	
	特別司法監督官	村 上 勝 彦	
	専門監督官	福 丸 安 彦	
健康安全課 Tel082-221-9243	労働基準監督官	岡 崎 貴 広	
	健康安全課長	中 村 貴 紀	監督課 主任監察監督官
	副主任衛生専門官	丹 生 伸 英	尾道署 署長
	安全専門官	河 上 隆 一	
	安全専門官	森 岡 勝 海	
	衛生専門官	関 谷 龍 二	
	衛生専門官	梅 田 典 幸	
	安全係長	羽 倉 孝 啓	健康安全課 衛生主任
	衛生係長	荻 野 晃 一	広島中央署 安全衛生係長
	衛生主任	馬 屋 原 海 量	
	安全係	北 野 量	

労働基準監督署			前 職
広島中央署 【監督部署】 Tel082-221-2460 【安衛部署】 Tel082-221-2459	署長	和 崎 克 則	総務課長
	副署長	伊 達 稔 子	三次署 署長
	第一方面主任監督官	加 藤 秀 樹	
	第二方面主任監督官	竹 林 祐 一	広島中央署 第四方面主任監督官
	第三方面主任監督官	清 水 勇 詞	雇用環境・均等室 労働紛争調整官
	第四方面主任監督官	山 本 龍 之 介	三重局 津署 第三方面主任監督官
	安全衛生課長	谷 本 真 也	健康安全課 衛生専門官
	安全専門官	大 原 裕 幸	
	労働基準監督官	里 山 信 宏	宮崎局 日南署 監督・安衛課
呉 署 【監督部署】 Tel0823-22-0005 【安衛部署】 Tel0823-88-2940	署長	堀 江 昭 爾	外国人技能実習機構広島事務所 指導課長
	副署長	中 野 晃 義	廿日市署 監督課長
	第一方面主任監督官	原 田 雅 司	福山署 第三方面主任監督官
	第二方面主任監督官	川 崎 昭 宏	労働保険徴収課 主任
	第三方面主任監督官	後 藤 麻 美	岡山局 新見署 監督・安衛課
	安全衛生係長	伊 藤 和 博	
福山署 【監督部署】 Tel084-923-0005 【安衛部署】 Tel084-916-3180	署長	狭 間 英 樹	健康安全課長
	副署長	藤 岡 裕 士	健康安全課 安全専門官
	第一方面主任監督官	橋 口 佑 一	
	第二方面主任監督官	森 岡 一 郎	広島中央署 第三方面主任監督官
	第三方面主任監督官	松 下 博 昭	福山署 第四方面主任監督官
	第四方面主任監督官	巻 幡 信 之 介	高知局 高知署 第三方面
	安全衛生課長	宮 本 健 広	呉署 第二方面主任監督官
	労働基準監督官	高 山 和 幸	三次署 監督・安衛課
	安全専門官	皿 田 直 之	三原署 安全衛生課
三原署 Tel0848-63-3939	署長	村 上 敏 昭	広島中央署 副署長
	監督課長	坂 本 年 紀	
	安全衛生課長	三 宅 典 久	
尾道署 Tel0848-22-4158	署長	檀 上 昌 浩	雇用環境・均等室 室長補佐（企画）
	監督課長	大 村 啓 太	愛媛局 今治署 監督課長
	安全衛生課長	和 田 知 宏	
三次署 Tel0824-62-2104	署長	坂 根 紀 雄	福山署 副署長
	監督・安全衛生課長	白 濱 一 雄	
	安全専門官	小 西 隆 之	福山署 安全衛生課 安全専門官
広島北署 Tel082-812-2115	署長	笠 井 義 弘	職業安定部需給調整事業課 主任需給調整指導官
	監督課長	松 村 公 輔	広島中央署 第二方面主任監督官
	安全衛生課長	荒 木 勇 太	
	安全専門官	仁 井 田 洋 一	
廿日市署 Tel0829-32-1155	署長	中 空 謙 二	
	監督課長	藤 田 章 仁	呉署 第三方面主任監督官
	安全衛生課長	村 田 隆 志	
	安全衛生係	大 貝 真 理 乃	

広島労働局から周知依頼がありました

令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」

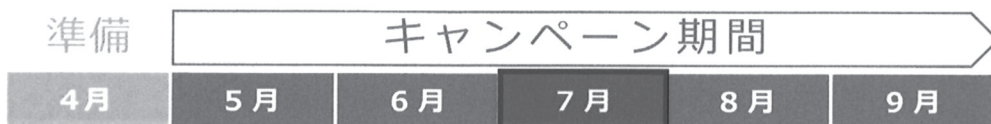
令和5年5月1日～9月30日 準備期間4月、重点取組期間7月

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約600人が4日以上仕事を休んでいます。

労働災害防止キャラクター

チューイ カン吉



重点取組

キャンペーン
実施要項

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐ 服装	準備期間に検討した服装を着用
☐ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
☐ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

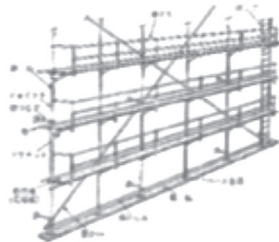
広島労働局からのお知らせ

足場に係る労働安全衛生規則の改正について

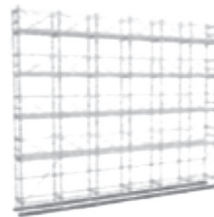
建設業においては、今なお年間100人程度の労働者が墜落・転落災害によって死亡しており、その対策を講ずることが強く求められています。そのため、足場に係る以下の労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)が改正となり、令和5年3月14日に公布されました。

◆ 一側足場の使用範囲の明確化（令和6年4月1日施行）

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されませんが、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、**本足場**を使用するための十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、**本足場の使用が義務付けられました**。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではありません。



一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)

◆ 点検者の指名を義務付け（令和5年10月1日施行）

足場（つり足場を含む。以下同じ。）墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されたことを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、**点検者をあらかじめ指名することが義務付けられました**。

◆ 点検記録に点検者の氏名を追加（令和5年10月1日施行）

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに**記録及び保存すべき事項**（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあつては、当該措置の内容）に、**当該点検者の氏名が追加**されました。



令和3年・令和4年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和5年2月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻き込 まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低 温の物と の接触	有害物 質との 接触	感電	爆発 火災	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 3年	(1) 112													(1) 17		(1) 40	(3) 373
令和 4年	(4) 87	(1) 34				(1) 16								(1) 8			(7) 361

() 内は、死亡で内数

令和3年・令和4年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和5年2月末)

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和3年			令和4年			増減数	令和3年			令和4年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 /全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	2	1,165	1,167	5	2,277	2,282	1,115		102	102	2	111	113	11	10.8	5.0
呉	1	334	335	3	891	894	559		32	32	1	30	31	-1	-3.1	3.5
福 山	3	685	688	4	1,385	1,389	701	1	73	74	1	56	57	-17	-23.0	4.1
三 原	1	170	171	2	485	487	316	1	20	21		17	17	-4	-19.0	3.5
尾 道		212	212	2	410	412	200		18	18		25	25	7	38.9	6.1
三 次		205	205	1	552	553	348		33	33		12	12	-21	-63.6	2.2
広 島 北	3	526	529	6	1,043	1,049	520	1	58	59	2	53	55	-4	-6.8	5.2
廿 日 市	1	328	329	4	1,034	1,038	709		34	34	1	50	51	17	50.0	4.9
合 計	11	3,625	3,636	27	8,077	8,104	4,468	3	370	373	7	354	361	-12	-3.2	4.5

令和4年・令和5年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和5年2月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻き込 まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低 温の物と の接触	有害物 質との 接触	感電	爆発 火災	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 4年		(1) 11															(1) 46
令和 5年																	
	12			4	1	2	2					1		1	1		24

() 内は、死亡で内数

令和4年・令和5年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和5年2月末)

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和4年			令和5年			増減数	令和4年			令和5年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 /全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	1	118	119		177	177	58	1	12	13		6	6	-7	-53.8	3.4
呉		88	88	1	72	73	-15		2	2		1	1	-1	-50.0	1.4
福 山		101	101		69	69	-32		5	5		5	5			7.2
三 原	1	95	96	1	58	59	-37		4	4		3	3	-1	-25.0	5.1
尾 道		21	21		59	59	38		6	6		1	1	-5	-83.3	1.7
三 次		20	20		27	27	7		2	2				-2	-100.0	
広 島 北		48	48	2	63	65	17		5	5		3	3	-2	-40.0	4.6
廿 日 市	1	51	52		49	49	-3		9	9		5	5	-4	-44.4	10.2
合 計	3	542	545	4	574	578	33	1	45	46		24	24	-22	-47.8	4.2

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する行政からの取組要請があった場合は、中止、または延期する場合があります、ご協力をお願いします。

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

令和5年度講習計画 (令和5年4月～6月末までの計画)

講 習 名		実施場所	受付分会	開催日		
				令和5年 4月	5月	6月
技 能 講 習	足場の組立て等作業主任者	広島市	県支部	11～12		
		福山市	福山分会		15～16	
		三原市	三原分会			14～15
	型枠支保工の組立て等作業主任者	福山市	福山分会			28～29
	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	広島市	県支部			20～22
		呉市	呉分会		23～25	
		三次市	三次分会	11～13		
	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	広島市	県支部		29～30	
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	広島市	県支部			1～2	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	広島市	県支部			16・17・19	
特別教育・準じた教育	足場の組立て等特別教育	広島市	県支部	19		5
		福山市	福山分会		25	
		尾道市	尾道分会			23
	石綿取扱い作業従事者特別教育	福山市	福山分会			12
	巻上げ機(ウインチ)運転業務特別教育	福山市	福山分会		9	
	自由研削と石取替え等業務特別教育	福山市	福山分会	25		
	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	広島市	県支部	14	26	
		福山市	福山分会		18	
三次市		三次分会			13	
刈払機取扱作業者安全衛生教育	福山市	福山分会			13	
能力向上・安全衛生教育等	現場管理者統括管理講習	呉市	呉分会			13
		福山市	福山分会			2
	足場の組立て等作業主任者能力向上(定期)教育	広島市	県支部			30
	施工管理者のための足場点検実務者研修	広島市	県支部			30
	建設業における熱中症予防指導員・管理者研修	広島市	県支部		9	6
		福山市	福山分会		26	
		広島市	広島分会		23～24	1～2
	職長・安全衛生責任者教育	呉市	呉分会			8～9
		福山市	福山分会			21～22
		尾道市	尾道分会		16～17	
		三次市	三次分会			27～28
職長・安全衛生責任者能力向上教育	呉市	呉分会			22	

令和5年度登録講習計画 (令和5年6月～8月末までの計画)

建築物石綿含有建材調査者講習 (一般)	実施場所	受付	6月	7月	8月
	広島市	県支部	8～9	11～12	1～2

※「建築物石綿含有建材調査者講習」の申込みの受付は、講習日の2ヶ月前の当日からです。

詳細は建災防広島県支部のホームページにてご確認ください。

*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228-8250

広島県支部各分会

広島分会 (082) 228-8252 三原分会 (0848) 63-9920 三次分会 (0824) 62-4391
呉分会 (0823) 22-6886 尾道分会 (0848) 22-8918 廿日市分会 (0829) 31-0196
福山分会 (084) 924-4320

ホームページアドレス

建災防広島県支部 <https://www.jcosh-hiroshima.jp/>
建災防広島県支部広島分会 <https://www.jcosh-hiroshima.jp/広島分会/>
建災防広島県支部福山分会 <https://jcosh-fukubun.org/>
建災防広島県支部三次分会 <http://ww7.enjoy.ne.jp/~khm62>